

2021年度 栃木労基署管内新『安全宣言』運動！

栃木労働基準監督署
一般社団法人 栃木労働基準協会
一般社団法人 佐野労働基準協会

I. 趣旨

栃木労働基準監督署では、2017年度まで実施してきた『安全宣言』運動！の内容を一新して、2018年度から「栃木労基署管内新『安全宣言』運動！」を展開し、その年度に見合った各種講座やセミナー、研修等を実施し管内の防災団体と共に事業場の安全衛生水準の向上を図ってきたところである。

当署管内の2020年における休業4日以上労働災害発生による死傷者数は、2021年2月末現在で562件と、前年同期の560件と比べて2件(0.4%)増加し、死亡災害については3人の尊い命が失われた。

2018年度より始まった「第13次労働災害防止計画」の目標達成に向けて、経営トップの決意表明と強いリーダーシップのもと、安全衛生管理体制を確立し、安全対策の徹底や労働者の健康確保など基本的な取り組みを行うことが重要であり、労使その他全ての関係者が、互いに協力し合うことが必要である。

また、当署管内の死傷者数562件のうち、50歳以上の高年齢労働者が295件と過半数を占めており、特に転倒災害においては全体の121件のうち87件と、7割以上の発生を見ている状況である。そのため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、転倒災害をはじめとした職場環境づくりの推進も必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、経営トップが表明する安全衛生方針に基づく関係者の意志統一を図り、安全衛生対策の実施により労働災害を大幅に減少させ、栃木労働基準監督署における「第13次労働災害防止計画」の最終目標件数「500件」以下を達成するため、「2021年度栃木労基署管内新『安全宣言』運動！」を管内全域で展開する。

II. 実施期間

2021年4月1日～2022年3月31日【1年間】

III. 主唱者

栃木労働基準監督署

IV. 主催者

一般社団法人 栃木労働基準協会
一般社団法人 佐野労働基準協会

V. 後援者

建設業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会
建設業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部栃木分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部小山分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部下野分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会
栃木地区プレス災害防止協議会
佐野プレス災害防止協議会
栃木監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会
佐野地区ゴルフ場労働安全協議会
栃木監督署管内建設業職方別災害防止協議会
葛生地区窯業安全研究会
一般社団法人佐野工業団地総合管理協会
栃木地区安全管理者研究会
小山地区安全管理者研究会
栃木・小山地区安全管理者研究会食料品部会
栃木地区T H P推進協議会
佐野地区T H P推進協議会
栃木地域産業保健センター
佐野地域産業保健センター

VI. 実施者

管内全事業場

VII. 実施事項

1. 「安全衛生方針」の表明

経営トップは、全社的な労働災害防止に向けた決意（人命尊重、安全第一等

の基本理念)のほか、別添「2021年度新『安全宣言』運動!策定例」を参考に「安全衛生方針」を策定して表明の上、全ての労働者が安全衛生活動を理解し積極的に取り組む環境の整備に努めることとします。

なお、「安全衛生方針」は4項目程度とします。項目の選定に当たっては、策定例の共通事項から2項目程度を選定した上で、業種別の項目(策定例を参考)または、自社独自の作業内容等に基づいた項目を2項目程度作成選定し、実施することとします。

2. 「四大標語」の選出

安全標語・労働衛生標語・転倒災害防止標語・熱中症対策標語を「四大標語」とします。

主催者は、「四大標語」を募集して、特に優秀な作品を選出の上表彰します。

3. 栃木労基署管内新『安全宣言』運動のポスター作製、看板等の掲示

主催者は、管内全域に周知啓発のための年間周知ポスターを作成し、会員事業場に配布、日々の塗りつぶしにより無事故に対する意識高揚を図ります。

後援者は、主催者が作成したポスターを活用掲示すると共に、参加会員の活動を推進するための独自に計画した看板、のぼり旗等を作成し、会報等への掲載により当該運動の周知を図ります。

4. 栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議の開催

年1回定期的に同会議を開催し、成果や課題等を披露することにより、各団体の資質向上の参考に役立てることとします。

また、労働災害の急増等の事態が発生した場合は、緊急に同会議を開催して、解決すべき問題等について速やかに対応します。

5. 「地区産業安全衛生大会」の開催

主催者は、2021年11月に栃木地区及び佐野地区において産業安全衛生大会を開催し、「栃木労基署管内新『安全宣言』運動!」の一層の推進を図ります。

6. 「中小企業無災害記録授与制度」の周知

主催者は、協会会報等を活用して制度の意義等を周知し、授与される中小企業を賞賛することにより、申請及び授与件数の増加を図ります。

2021年度 新『安全宣言』運動！ 策定例

※「安全衛生方針」は4項目程度の選定とします。

選定に当たっては、策定例の共通事項から2項目程度を選定した上で、業種別の項目（策定例を参考）または自社独自の作業内容等に基づいた項目を策定してください。

業 種	安 全 衛 生 の 基 本 方 針（策定例）
共通事項 (必須項目)	通路、階段、廊下など、高さや段差、明るさを見直し、転倒災害をなくします。
	皆の体力・年齢に応じた作業改善を行い、安全職場を目指します。
	作業手順の理解を深め、皆で決められたルールを守ります。
	作業の習得度にあわせた安全衛生教育を実施し、人材育成を行います。
	通路や作業場所、作業姿勢に潜んだ危険を洗い出し、無理や危険な作業を改善します。
	労働者同士のコミュニケーションを大切に社風づくりを目指します。
	労働者全員参加型のリスクアセスメント活動を実施します。
製造業	作業時は指差し呼称で確認し、決められた作業手順を守ります。
	機械の調整、掃除、検査、修理等の非定常時作業中は、必ず機械の停止を確認します。
	老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検、補修等を実施します。
建設業	手すりについて毎日点検し、足場等からの墜落・転落防止対策を実施します。
	墜落・転落災害を防止するため、ハーネス型安全帯を積極的に使用します。
	全員参加の安全衛生ミーティングで危険作業を共有し、作業手順を守ります。
	安全施行サイクル活動を実施して危険作業を共有し、未然に労働災害を防止します。
運送業	荷積み・荷卸し作業前に、一人KY(危険予知)活動を実施して労働災害を防止します。
	荷積み・荷卸しに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策を実施します。
	荷積み・荷卸し作業の安全作業マニュアルを策定して作業員に周知します。
	荷台の中の整理整頓を実施し、荷積み・荷卸し中の労働災害を防止します。
	荷台の中では後方確認・足元確認を行い、荷台からの墜落・転落災害を防止します。
林業	チェーンソーを用いて行う伐木・造材作業を行う場合は、安全を順守した作業計画を定めます。
	一人KY活動を実施し、かかり木処理作業における安全を確保します。
	木材伐出機械やフォークリフト等を使用する作業における安全を確保します。
	作業現場における緊急時の連絡体制を整備して確立します。
第三次産業	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動、KY活動等の安全活動を活性化します。
	安全衛生担当者を配置し、安全衛生教育やパトロールを実施して、労働者の安全意識を啓発します。
	腰痛や転倒防止のため、ストレッチ体操などの運動を取り入れます。

新『安全宣言』運動！

策定例（製造業）



策定日 年 月 日

揭示日 年 月 日

2021年度 安全衛生方針

私は、経営トップとして 新『安全宣言』運動！に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定めて、働く人の安全と健康を確保します。

安全衛生の基本方針

- ① 皆の体力に応じた作業改善を行い、安全職場を目指します。
- ② 通路、階段、廊下など、高さや段差、明るさを見直し、転倒災害をなくします。
- ③ 作業時は指差し呼称で確認に、決められた作業手順を守ります。
- ④ すべてのコンベヤーの危険個所を「見える化」して、労働災害を未然に防ぎます。

会社名

代表者